

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人について、避難直後に持病の統合失調症が再発し、入院に至ったところ、原発事故の影響割合を6割として、治療費及び入通院慰謝料が賠償され、退職した平成23年4月から平成25年3月までの就労不能損害（ただし、平成23年9月以降は原発事故の影響割合は6割。）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人 X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 生命身体損害（治療費等）
- (2) 生命身体損害（慰謝料）
- (3) 就労不能損害
- (4) 精神的損害

2 期間

上記（1）～（3）につき、

平成23年3月11日～平成25年3月31日

上記（4）につき、平成23年3月11日～同年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金2,837,312円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

1 生命身体損害（治療費等）	246,348円
2 生命身体損害（慰謝料）	1,440,000円
3 就労不能損害	1,110,964円
4 精神的損害	40,000円

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、前項の金員のうち、金80,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年3月18日

（仲介委員 尾野恭史）